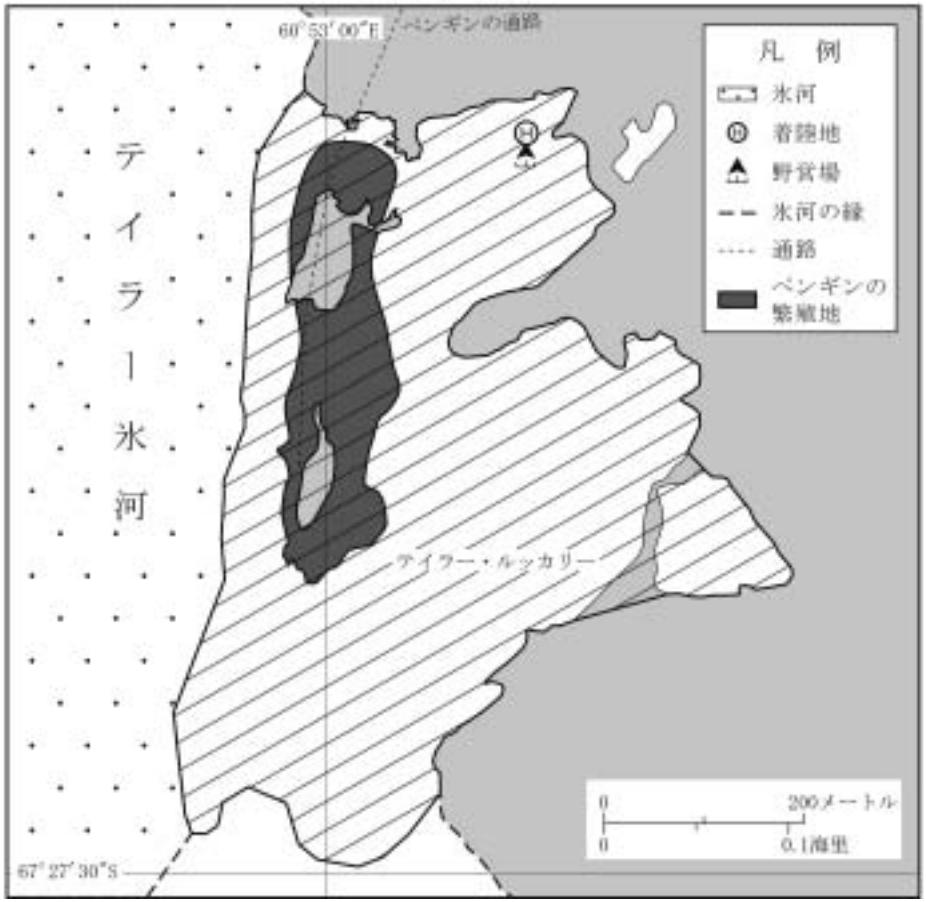
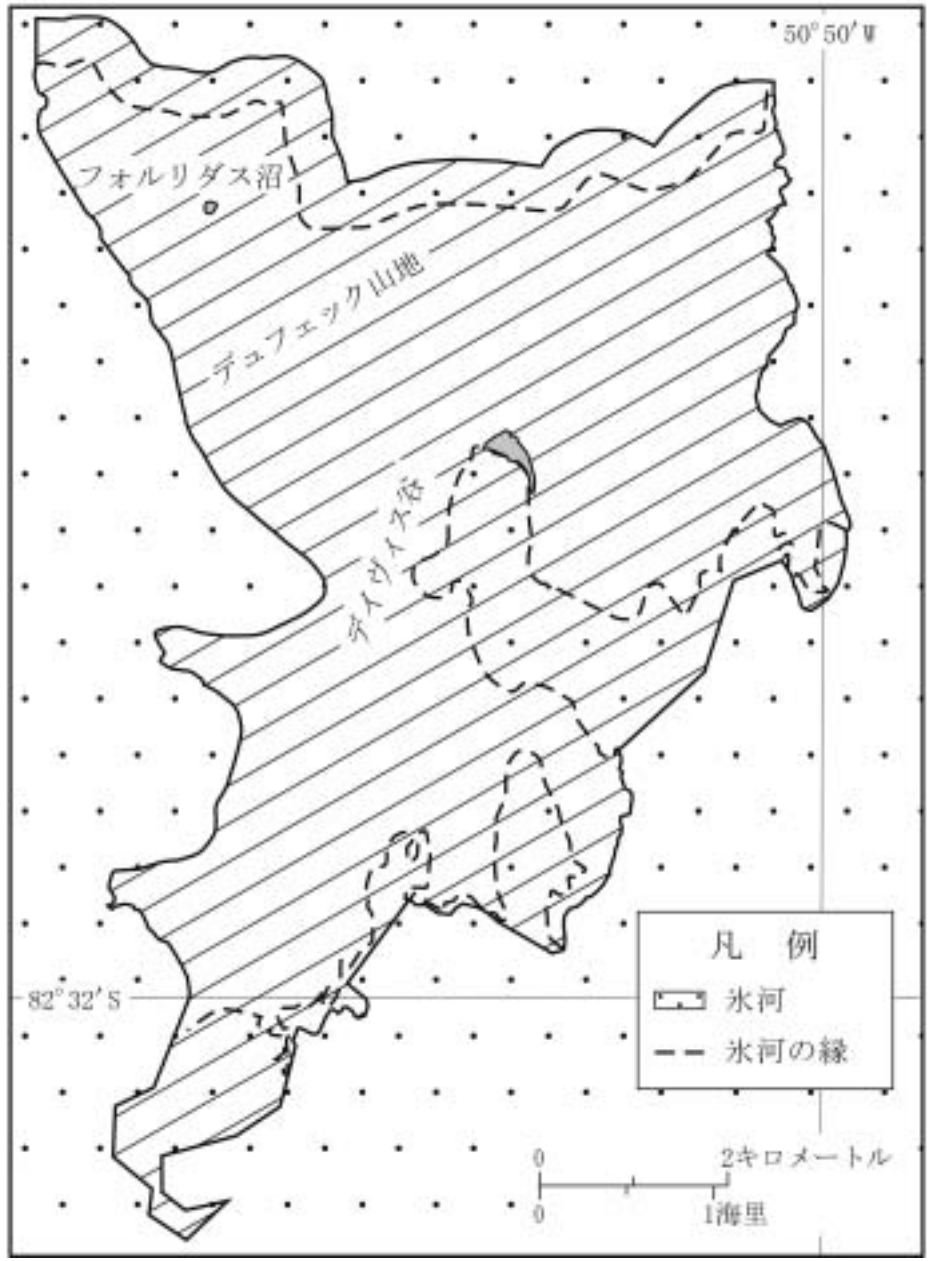
（地　図）



別記第十九号様式備考別保護区中「南緯82度29分43秒西経50度50分」を「南緯82度29分30秒西経50度51分58秒」に、「北から74度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度29分33秒西経50度54分41秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯82度29分48秒西経50度56分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から163度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度30分50秒西経50度58分16秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度31分45秒西経51度１分27秒の地点に至り、同地点から西方、北から108度の方角に引いた直線を南西に進み、」を「北から115度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯82度29分37秒西経50度54分の地点に至り、同地点から西方、北から163度の方角に引いた直線を南南西に進み、南緯82度30分９秒西経50度55分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から131度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度30分34秒西経50度58分58秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度31分44秒西経51度１分53秒の地点に至り、同地点から西方、北から59度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度31分34秒西経51度４分５秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯82度31分27秒西経51度８分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から139度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度31分50秒西経51度10分54秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、」に改め、同図を次のように改める。

（地　図）



別記第四十四号様式備考別保護区中「テレホン湾」を「テレフォン湾」に改める。